

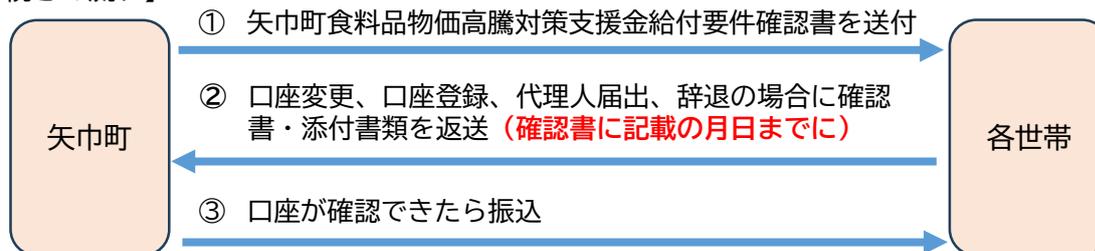
矢巾町食料品物価高騰対策支援金について

矢巾町では昨今の食料品等の物価高騰対策として、令和8年1月1日現在、**矢巾町に住民登録がある皆様**に一人当たり8,000円の給付を行います。

給付は世帯主の方に対して一括して行われます。

マイナンバーカードに登録している口座（公金受取口座）に原則として入金されますが、口座登録の無い方、別の口座に入金希望の方は改めて今回の給付口座を登録し、その口座に入金となります。

【手続きの流れ】



【手続きについて】

次のアに該当する場合は「確認書」の返送は不要です。

イ～エに該当する場合は添付書類と共に上記「確認書」を同封の封筒で返送願います。

確認書及び添付書類の返送は、**口座情報の変更・新規口座登録・代理人届・辞退**いずれの場合も、**確認書記載の年月日までに必ず**お願いします。

期限を過ぎた場合は受領希望でも辞退とみなし支援金を受け取れない場合があります。

※ 返送いただいた確認書は返却いたしませんので、各自で控えをご用意ください。

ア 確認書に口座情報の記載があり、その口座で問題ない場合

⇒ 確認書は返送不要です。3月中旬に口座に入金されます。

イ 確認書に口座情報の記載があるが、別の口座に入金希望の場合

⇒ 「確認書」の裏面に変更したい口座情報を記載し、通帳の写しまたはキャッシュカードの写し（金融機関、支店、口座番号が分かる部分）を添付して「確認書」と一緒に郵送。

3月下旬に変更した口座に入金されます。

ウ 世帯主ではない方（代理人）が確認する場合

⇒ 「確認書」の裏面に代理人の情報を記載し、世帯主と代理人の身分証明書を添付して同封の封筒で「確認書」と一緒に郵送。

3月下旬に口座に入金されます。

エ 辞退する場合

⇒ 「確認書」の表面に辞退の意思表示を記載し、連絡先を記載して同封の封筒で「確認書」を郵送。

オ 受領希望でも口座情報に誤りがある場合、口座情報の届出がない場合、確認連絡ができない場合

⇒ 口座情報の確認ができない場合は、**辞退とみなし給付されない**場合があります。

ご不明な点は裏面のQ & Aをご覧ください。

支援金に関する Q&A

Q1 令和8年1月1日に住民登録があるということは。

A1 令和8年1月1日までに矢巾町に転入した方、令和8年1月2日以降に矢巾町を転出した方、令和8年1月1日以前に生まれた方、令和8年1月2日以降に亡くなった方が対象となります。届出した日ではなく、実際に転入・転出・出生・死亡があった日となります。

Q2 一人世帯の方が亡くなった場合は、誰かが代わりに受け取れるか。

A2 一人世帯の方が基準日以降に亡くなった場合は、基準日に生存していても**代わりに受け取ることはできません**。世帯主が亡くなった場合には、同じ世帯に同居していた親族がいた場合には、その中から受給する人を代理人として届出できます。

Q3 世帯主の都合により代わりの者が受給したい。

A3 世帯主の方が亡くなった場合や法定代理人の方がいる場合以外は書類の確認と代わりに申請はできませんが、原則世帯主名義の口座に入金となります。

Q4 町外転出している人も対象となれるか。

A4 国内転出であれば基準を満たす人は対象となれます。国外転出は対象外となります。

Q5 所得に関係なく一律一人8,000円か。未成年が世帯主でも受け取れるか。

A5 今回は所得や障害度合、生活保護など関係なく**一人当たり一律8,000円**となります。未成年の方が世帯主でも受給出来ます。

Q6 理由があり口座で受け取ることができないがどうしたらよいか。

A6 **矢巾町役場1階出納室窓口で現金で受け取ることが出来ます**が、日時の指定がありご相談願います。

Q7 確認書に記載されている返送が必要な年月日までに返送できなかった。

A7 給付口座の変更、新規口座登録や代理人の指定が間に合わない場合は、**辞退とみなされ給付できない場合があります**。

Q8 3月末になっても届けた口座に入金されない。

A8 口座情報が誤っている、添付書類がないため確認できないなどで口座情報の確認がとれなかったものは、**辞退とみなされ給付できない場合があります**。

Q9 一緒に暮らしている人数と支援金の合計額が合わない。

A9 令和8年1月1日現在、矢巾町に住民登録がある方（A1参照）を対象として算出しており、個々の事由において実態と合わない点があり、必ずしも合計額が一致しないことがあります。

Q10 実際には令和8年1月1日までに転入していた。又は令和8年1月2日以降に転出しているが、今から届出した場合に対象となれるか。

A10 住民基本台帳法では転出の場合は事前に届出、転入の場合は14日以内に届出となっており、この期間外に届出をしても**対象とはなりません**。

Q11 今からマイナンバーカードに紐づけ口座を登録してその口座に入金となるか。

A11 これから口座登録をしても当方に口座情報が反映されないなので、今回は口座登録がない方は確認書に口座情報を記載して返送願います。今後同様の給付金があるかもしれないので、マイナンバーカードの方は口座も登録をお勧めします。

【お問い合わせ先】

矢巾町未来戦略課

TEL 019-611-2730

【お問い合わせ時間帯】

土日祝日除く 9:00~17:00